

三者技術調整会実施要領改定 新旧対照表（令和 7 年 4 月 1 日以降適用）

改 定 後（案）	改 定 前
農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領	三者技術調整会実施要領
（目的） 第 1 条 農業農村整備事業の工事施工に当たり発生する工事現場毎の技術的諸問題について、発注者、業務委託受注者（設計業者等）及び工事受注者の三者が合同で技術交流・意見交換等の会議を実施するため、三者技術調整会（以下「技術調整会」という。）を設置する。技術調整会では調整事項に係る問題点の把握及び検討を行うことで、工事目的物の品質確保と円滑な工事進捗を図ることを目的とする。 （対象工事） 第 2 条 技術調整会を設置する工事は、鹿児島県農政部が発注する工事で、以下のいずれかに該当する場合とする。 （1）重要構造物（橋梁、トンネル、樋門等）を含む工事 （2）新技術を採用している工事 （3）現場条件が特殊な工事（地盤条件、水理条件等） （4）環境（景観及び生態系）に配慮した工事 （5）上記（1）から（4）のほか、施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事 （6）工事受注者が希望する工事で、発注者が必要と認める工事 （事務局） 第 3 条 技術調整会の事務局は、発注機関に設置するものとする。 （構成員） 第 4 条 この技術調整会の構成員は、次のとおりとする。 （1）発注者：総括監督員、監督員及び必要により事業担当課職員等 （2）業務委託受注者：当該工事設計等業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者等	（目的） 第 1 条 農業農村整備事業の工事施工にあたり発生する工事現場毎の技術的諸問題について、発注者、設計コンサルタント及び工事請負者の三者が合同で技術交流・意見交換等の会議を実施するため、三者技術調整会（以下「技術調整会」という）を設置する。技術調整会では調整事項に係る問題点の把握及び検討を行うとともに工事の品質確保を図ることを目的とする。 （対象工事） 第 2 条 技術調整会を設置する工事は、<u>現場条件が特殊であり、施工に要する技術が新規又は高度であるなど</u>、以下のいずれかにあてはまる工事を対象とする。 ただし、技術調整会の導入効果が少ない工事と判断されたものは除く。 （1）<u>構造計算を伴う重要構造物を主体とする</u>工事 （2）新技術を採用している工事 （3）現場条件が特殊な工事（地盤条件、水理条件等） （4）環境（景観及び生態系）に配慮した工事 （5）<u>その他</u>、施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事 （事務局） 第 3 条 技術調整会の事務局は、発注機関に設置するものとする。 （構成員） 第 4 条 この技術調整会の構成員は、次のとおりとする。 （1）発注者：総括監督員、監督員及び必要により事業担当課職員等 （2）<u>設計コンサルタント</u>：当該工事設計業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者等

三者技術調整会実施要領改定 新旧対照表（令和 7 年 4 月 1 日以降適用）

改 定 後（案）	改 定 前
（3）工事受注者：当該工事の現場代理人，主任技術者，監理技術者等 なお，必要に応じて専門の工事業者等に参加させることができるものとする。 （発注手続き） 第 5 条 発注者は技術調整会の開催が必要と判断した場合は，特別仕様書において条件明示を行うとともに，当初設計において必要経費を請負工事費の一括計上価格に計上して発注するものとする。 なお，当初設計において技術調整会の開催を予定していない場合で，技術調整会を開催することになった場合は，変更設計にて必要経費を計上するものとする。 （開催の時期及び回数） 第 6 条 工事受注者は，工事施工前の現地踏査，事前測量を実施し，設計図書の照査が終了した時点で，監督職員に照査結果及び質問書を添付した工事打合簿により，技術調整会の開催を発注者に要請するものとする。 発注者は開催の要請を受けた場合は，業務委託受注者へ参加依頼及び工事情報等を提供するとともに日程等の調整を行い開催するものとする。 また，開催回数は現場条件の特殊性等に応じ，発注者と工事受注者の協議により複数回開催することができるものとする。 （調整事項） 第 7 条 技術調整会での調整事項は次のとおりとする。 （1）工事受注者による設計図書の照査結果報告，質問書の説明 （2）発注者，業務委託受注者による質問書に対する回答 （3）業務委託受注者による設計意図の説明 （4）施工における留意点等の確認 （5）工事の円滑な執行を図るための意見交換 （6）その他（三者において調整事項を要すると判断される事項の確認） （会議の運営及び議事録） 第 8 条 会議の進行は発注者が行うものとする。	（3）工事請負者：当該工事の現場代理人，主任技術者，監理技術者等 なお，必要に応じて専門の工事業者等に参加させることができるものとする。 （開催の時期及び回数） 第 5 条 工事請負者は，工事施工前の現地踏査，事前測量を実施し，設計図書の照査が終了した時点で，監督職員に照査結果及び質問書を工事打合簿により提出，技術調整会開催を発注者に要請する。 発注者は構成員の日程等の調整を行ったうえで三者技術調整会を開催する。 なお，開催回数は原則 1 回とし，現場条件の特殊性等に応じ，発注者の判断により複数回開催することができるものとする。 （調整事項） 第 6 条 技術調整会での調整事項は次のとおりとする。 （1）工事請負者による設計図書の照査結果報告，質問書の説明 （2）発注者，設計コンサルタントによる質問書に対する回答 （3）設計コンサルタントによる設計意図の説明 （4）施工における留意点等の確認 （5）工事の円滑な執行を図るための意見交換 （6）その他（三者において調整事項を要すると判断される事項の確認）

三者技術調整会実施要領改定 新旧対照表（令和 7 年 4 月 1 日以降適用）

改定後（案）	改定前				
また、発注者は別添「三者技術調整会記録簿」により会議記録を作成し、会議終了後、業務委託受注者及び工事受注者に内容確認及び承諾を得た上で、会議参加者へ送付するとともに農地保全課技術管理係へ提出するものとする。 （費用の負担） 第 9 条 技術調整会の開催に係る費用は、発注者が負担する。 （1）業務委託受注者に対する費用 関係する業務毎の経費について、当該工事の請負工事費の一括計上価格に下表により算定した総額を計上し、工事受注者が業務委託受注者に支払うものとする。 なお、複数回実施した場合は、必要回数分を計上するものとする。 <table><tr><td>打合せ</td><td>○設計業者 主任技師 0.5 人／回、技師（A） 0.5 人／回 ○測量業者 測量技師 0.5 人／回、測量技師補（A） 0.5 人／回 ○地質調査業者 技師（A） 0.5 人／回、技師（B） 0.5 人／回</td></tr><tr><td>旅費交通費</td><td>「農業農村整備事業独自積算基準（調査・測量・設計）」による。 （会議開催時点における設計等担当者の勤務地を積算上の基地とする。）</td></tr></table> （2）工事受注者に対する費用 当該工事の工事打合せに含まれるため、別途計上は行わないものとする。 附則 この実施要領は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。 この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	打合せ	○設計業者 主任技師 0.5 人／回、技師（A） 0.5 人／回 ○測量業者 測量技師 0.5 人／回、測量技師補（A） 0.5 人／回 ○地質調査業者 技師（A） 0.5 人／回、技師（B） 0.5 人／回	旅費交通費	「農業農村整備事業独自積算基準（調査・測量・設計）」による。 （会議開催時点における設計等担当者の勤務地を積算上の基地とする。）	（費用の負担） 第 7 条 技術調整会の開催に係る費用は、発注者が負担する。 （1）設計コンサルタントに対する費用：工事請負費に発注者が一括計上する。 （2）工事請負者に対する費用：工事打合せに含まれるため、計上しない。 附則 この実施要領は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。
打合せ	○設計業者 主任技師 0.5 人／回、技師（A） 0.5 人／回 ○測量業者 測量技師 0.5 人／回、測量技師補（A） 0.5 人／回 ○地質調査業者 技師（A） 0.5 人／回、技師（B） 0.5 人／回				
旅費交通費	「農業農村整備事業独自積算基準（調査・測量・設計）」による。 （会議開催時点における設計等担当者の勤務地を積算上の基地とする。）				